

島根県報

第一、三六三号

平成十四年四月二十六日

(金曜日)

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年四月二十六日

島根県知事 澄田信義

邑智郡川本町土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所

理事

山根 節雄 邑智郡川本町大字小谷一七九番地
上田 武人 “ “ “ 一七四番地

二 就任年月日

平成十四年三月二十八日

三

(農村整備課)	一
(漁業管理課)	一
(商企画課)	一
(道路整備課)	二

島根県告示第四百七十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、平成十年島根県告示第三百八十号による保険に付すべき義務は、平成十四年四月二十三日限り消滅したので、同条第二項及び同法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十六条の三の規定により告示する。

平成十四年四月二十六日

島根県知事 澄田信義

多伎町加入区

五五五四四

（漁業管理課）六

島根県告示第四百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定により、次とおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

告示

漁調委指示

延繩漁業の操業の制限

公示による通知

収用裁決申請事件の審理の開始
収用裁決申請事件の審理の開始

島根県知事 澄田信義

五五五四四

（漁業管理課）六

平成十四年四月二十六日

島根県知事 澄田信義

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前八時から午後九時まで

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンター ジュンテンドー 横田店 仁多郡横田町下横田五七外五筆

大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

2 株式会社 ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚道正 益田市下本郷二〇六番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

3 株式会社 ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚道正 益田市下本郷二〇六番地五

大規模小売店舗の新設をする日

平成十四年十二月十九日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、〇五六平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(二) 駐輪場上の位置及び収容台数

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(四) 店舗所在地内

(五) 荷さばき施設の位置及び面積

(六) 一〇三平方メートル 店舗所在地内

6 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

六〇、〇三四立法メートル 店舗所在地内

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時から午後九時まで

(二) 駐車場の自動車の出入口の数

2カ所

二 届出年月日 平成十四年四月一八日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 横田町まちづくり課 (仁多郡横田町大字横田一〇三七番地)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

3 意見の内容

4 意見を述べる理由

5 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第四百七十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年四月二十六日

島根県知事 澄田信義

島根県報

道路の種類	路線名	区間	上り線又は下り線の別	指定年月日
県道	益田停車場線	益田市駅前町口二四九番四地先から同町一四六番一地先まで	上下線	平成十四年四月二十六日

公 告

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第二百十五号）第四条の規定に基づき、平成十四年度製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年島根県規則第四十五号）第二条の規定により公告する。

平成十四年四月二十六日

島根県知事 澄田信義

一期日

平成十四年六月二十六日（水）

二 場所

松江市殿町一五八

島根県民会館 三〇七会議室

三 科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技

四 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(一) 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第四十七条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な

知識及び技能を修得したもの

(二) 学校教育法第四十七條に規定する者であって、二年以上菓子製造業に従事したもの

五 出願の方法

(一) 提出書類
次の一の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第

(二) 受験願書の提出
製菓衛生師法施行細則第三条に規定する製菓衛生師試験受験願書及び添付書類

1 県内居住者は、平成十四年四月三十日から同年五月二十四日までに住所地を管轄する隠岐支厅（保健所）又は健康福祉センター（保健所）に提出すること。

2 県外居住者は、平成十四年四月三十日から同年五月二十四日までに松江市殿町一八番地島根県健康福祉部薬事衛生課あてに提出すること。

なお、郵送の場合は、平成十四年五月二十二日までの消印があるものに限り受け付ける。

(三) 受験手数料

九千四百円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に張り付けること。

(四) 受験票の送付

受験願書を審査し、適格と認めたものには、受験票を送付すること。

受験票が平成十四年六月十九日までに到着しない場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課までその旨を申し出ること（受験票の配達不能等がないように受験願書の住所欄に番地及び何某方までを明確に記入すること。）

七 その他

(一) 受験手続きその他試験についての問い合わせは、隠岐支厅（保健所）、健康福祉セ

ンター（保健所）又は島根県健康福祉部薬事衛生課（松江市殿町一八番地 電話○

八五二一一二一五二六四）にすること。

(二) 合格者には、合格通知をし、合格証書を交付する。

平成十四年四月二十六日

島根県知事 澄田信義

三場所

島根県浜田市黒川町四一七五番地
石央文化ホール 二階 小ホール

一 開発区域

浜田市浅利町三三六番一 外十五筆

浜田市浅利町三三六番三 外四十六筆

面積 一二、七六八・四七平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

江津市江津町一、五二五番地

江津市土地開発公社 理事長 砂田忠

島根県報

収用委員会告示

島根県収用委員会告示第七号

平成十四年一月二十一日付け国中整一用第三四五号及び同日付け国中整一用第三四六号により起業者 国土交通大臣 林寛子 代理人 中国地方整備局長 前田正孝 及び 起業者 日本道路公団総裁 藤井治芳 代理人 中国地方整備局長 前田正孝から裁決申請及び明渡裁決の申立てがあった、次に記載する事業に関する収用裁決申請事件の審理を、次のとおり開始する。

平成十四年四月二十六日

島根県収用委員会会長 松原三朗

一 事業の名称

① 國土交通大臣及び日本道路公団起業の事業

一般国道九号改築工事（一般有料道路「江津道路」新設工事（島根県江津市敬川町地内から同県浜田市高佐町地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用道路付替工事

② 日本道路公団起業の事業

高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線改築工事（浜田東ジャンクション（仮称））及びこれに伴う市道付替工事

二 日時

平成十四年五月二十三日（木）一一時三〇分から

島根県収用委員会告示第八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により通知すべき事項を記載した書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令第五条第一項の規定により通知する。

平成十四年四月二十六日

島根県収用委員会会長 松原三朗

一 通知すべき事項を記載した書類

平成十四年四月十八日付け審理開始の通知

二 通知を受けるべき者の氏名及び住所

土地の所在 島根県浜田市地内

上府町	所在	地番	土地所有者の氏名及び住所
イ二〇〇一番七七	不明	ただし、 土地登記名義人（亡）佐々木友一相続人	
後野町	二二七一番三	同右欄	
後野町	二二七一番二	同右欄	
後野町	二二七一番一三	同右欄	
後野町	二二七一番一四	同右欄	

三 書類の受領等

出頭のうえ、通知すべき事項を記載した書類の交付を受けること。
受領しないときは、平成十四年五月十日をもって通知があつたものとみなされる。

島根県収用委員会告示第九号

平成十四年一月二十一日付け国中整一用第三五一号及び同日付け国中整一用第三五二号により起業者 国土交通大臣 林寛子 代理人 中国地方整備局長 前田正孝 及び 起業者 日本道路公団総裁 藤井治芳 代理人 中国地方整備局長 前田正孝 及び 明渡裁決の申立てがあつた、次に記載する事業に関する収用裁決申請事件の審理を、次のとおり開始する。

平成十四年四月二十六日

島根県収用委員会会長 松原三朗

一 事業の名称

① 國土交通大臣及び日本道路公団起業の事業

一般国道九号改築工事（一般有料道路「江津道路」新設工事（島根県江津市敬川町地内から同県浜田市高佐町地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用道路付替工事

二 日時
平成十四年五月二十三日（木）九時三〇分から
三 場所
島根県浜田市黒川町四一七五番地
石央文化ホール 二階 小ホール

平成十四年五月二十三日（木）九時三〇分から

三 場所

島根県浜田市黒川町四一七五番地
石央文化ホール 二階 小ホール

島根県収用委員会告示第十一号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により通知すべき事項を記載した書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により通知する。

平成十四年四月二十六日

島根県収用委員会告示第十号

平成十四年一月二十一日付け国中整一用第三五七号及び同日付け国中整一用第三五八号により起業者 国土交通大臣 林寛子 代理人 中国地方整備局長 前田正孝 及び 起業者 日本道路公団総裁 藤井治芳 代理人 中国地方整備局長 前田正孝 及び 起業者 日本道路公団総裁 藤井治芳 代理人 中国地方整備局長 前田正孝から裁決申請

及び明渡裁決の申立てがあつた、次に記載する事業に関する収用裁決申請事件の審理を、次のとおり開始する。

平成十四年四月二十六日

島根県収用委員会会長 松原三朗

一 事業の名称

① 國土交通大臣及び日本道路公団起業の事業

一般国道九号改築工事（一般有料道路「江津道路」新設工事（島根県江津市敬川町地内から同県浜田市高佐町地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用道路付替工事

② 日本道路公団起業の事業

高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線改築工事（浜田東ジャンクション（仮称））及びこれに伴う市道付替工事

二 日時
平成十四年五月二十三日（木）一〇時三〇分から
三 場所

島根県収用委員会会長 松原三朗

一 通知すべき事項を記載した書類
平成十四年四月十八日付け第一回審理開催の通知
二 通知を受けるべき者の氏名及び住所

島根県江津市波子町口二一八七番五並びに同県同市敬川町七〇三番二及び二一一一番四の土地の抵当権設定仮登記権利者は次のとおりである。

氏名	住所	漁船規模	禁止区域
権島鉢 (通称名・木村茂)	住所不明　ただし、住民票の住所 大阪府堺市南島町二丁五九番地の三 ラクール堺三〇一	総トン数五トン以上 十トン未満	最大高潮時海岸線から三千メートル以内、共同漁業権が設定されている海面(県内に住所を有する者は共同漁業権が設定されている海面)。但し、県内に住所を有する者が共同漁業権者の同意を得た場合にあってはこの限りではない。

三 書類の受領等

出頭のうえ、通知すべき事項を記載した書類の交付を受けること。

受領しないときは、平成十四年五月十日をもって通知があつたものとみなされる。

漁業調整委員会指示

島根県連合海区漁業調整委員会指示第一号

島根県連合海区漁業調整委員会指示第一号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、島根県沖合海面における延繩漁業(ふぐ浮き延繩漁業、無動力漁船又は総トン数五トン未満の動力漁船を使用しての延繩漁業を除く)について、次のとおり指示する。

平成十四年四月二十六日

島根県連合海区漁業調整委員会会長 伊藤裕

一 操業の承認

当該海面において総トン数五トン以上の動力漁船を使用して延繩漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により島根県連合海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

二 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

(一) 前年度島根県沖合海面において当該漁業の操業の実績を有する者

(二) 委員会が特に認めたもの

三 制限又は条件

この漁業の制限又は条件は次のとおりとする。

(一) 操業禁止区域

漁船規模	禁止区域
総トン数十トン以上	最大高潮時海岸線から三海里以内(これは二海里以内)。

(二) 漁具漁法の制限

隠岐郡の最大高潮時海岸線から十海里以内では、一月一日から七月三十一日まで、及び十二月一日から十二月三十一日までの間は、油付餌料を使用してはならない。

(三) 承認証備え付け等

承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備えつけるとともに、県外に住所を有する者は要領に定める標旗を表示しなければならない。

(四) 漁獲実績報告書の提出

この漁業の承認を受けた者は、別に定める漁獲実績報告書を、委員会に承認を受けた翌年六月三十日までに提出しなければならない。

(五) 承認の取り消し

この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

(六) 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成十四年六月一日から平成十五年五月三十一日までとする。

附 則

平成十三年十二月二十一日付け隠岐海区漁業調整委員会指示第一号は廃止する。